

就学奨励費支給対象品目一覧（具体例）

支給対象となるのは、「児童生徒が令和8年度内に学校生活および寄宿舎生活で使用するために、保護者等がその費用を負担して購入した物品」で、令和8年4月1日以降に購入したものです。
 （※新入学生・転入生については、入学準備のために、4月以前（入学説明会以降に限る）に購入したものであっても、例外的に支給対象となる場合があります。例：制服、ランドセル）

支給申請にはレシートや領収書等の提出が必要ですので、購入時に必ず受け取って保管してください。

なお、この一覧は支給対象となる品目の一例です。

判断に迷う場合は、学校（事務担当者）へお問い合わせください。

1 寝具購入費【支給対象者：寄宿舎入舎生で新入舎生及び前回の支給から3年経過している者】

分類	品名	備考
支給対象	敷布団、掛布団、布団カバー	寄宿舎で使用する物のみ対象
	毛布	
	タオルケット	
	枕、枕カバー	
	マット、尿漏れパッド（シート）	

2 日用品等購入費【支給対象者：寄宿舎入舎生全員（在舎実績がない月は支給対象外）】

分類	品名	備考
支給対象	洗面用具	バスタオル、タオル
		歯ブラシ、歯磨き粉、歯磨き用コップ
		石けん、洗顔フォーム等
		シャンプー・リンス
		洗面器
	通信用品	はがき、切手
		封筒、便せん、筆記用具
		その他（テレホンカード等）
	衣料補修用品	針、糸、補修用布
		ボタン、ファスナー
		ネームラベル
	下着類	パンツ、おむつ
		ブラジャー
		Tシャツ
		靴下、タイツ、ストッキング
		パジャマ
	保健衛生費	ハンカチ
		ティッシュペーパー
		入浴用品
		生理用品
		洗濯用品（洗剤類、洗濯ネット、物干し等）
		体温計
	生活必需品 その他	理髪代
		寄宿舎用上履き
		エプロン、三角巾
		コップ
		食器、スプーン（特殊なもの）
		寝具類（布団、枕、毛布、尿漏れパッド等）
		衣装ケース
		財布
支給対象外		衣類（服、上着、ズボン等）
		化粧品、整髪料
		眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器等
		時計
		パソコン
		クリーニング代（布団、衣類等）
		新聞、雑誌、児童書、絵本等
		CD・DVD等
		医薬品類

就学奨励費支給対象品目一覧（学用品・新入学用品）

3 学用品・通学用品等購入費【支給対象者：全児童生徒（授業への出席がない場合は支給対象外）】

	分類	品 名	備 考
支給対象	学用品	えんぴつ、ペン、消しゴム、ボールペン、サインペン	
		ノート、下敷き、筆箱	連絡帳に使用するノートは対象外
		クレヨン、色鉛筆	
		のり、テープ	
		ワークブック、練習帳、学習帳、副読本、辞典	授業で使用するもののみ対象
		はさみ、カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	ジャージ	体育・体力づくり用(学校で使用する物)のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用(学校で使用する物)のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用(学校で使用する物)のみ対象
		水泳用具(水着、水泳帽、タオル、バック等)	プール学習用
		スキー用具(スキー一式、帽子、手袋)	スキー学習用
		その他、体育及び体力づくりで使用する物	
	作業学習用	作業着、オーバーオール	中学部・高等部作業学習用
		作業用長靴、軍手	中学部・高等部作業学習用
		エプロン、スモッグ等	調理実習、作業学習用
		実習、作業学習に必要な材料等	調理実習、作業学習用
	靴	通学用夏靴、冬靴、長靴等	
	雨具	傘	
		レインコート	
	小物	帽子	
		手袋、マフラー	
	上着類	ジャンパー	
		コート	
	鞆	通学用カバン、リュック、ランドセル	
	その他	制服	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の支給対象外で、かつ破損等により買い換えが必要になった場合のみ対象
		上靴	
		名札、ネーム用シール	
		校外活動用ポーチ、財布等	
		給食用食器、スプーン等(特殊な物)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		遠足用リュック、水筒	
		歯磨き用具一式(歯ブラシ、コップ等)	学校での歯磨き指導用のみ対象
		手洗い指導用タオル、おしぼり、ハンカチ	
		給食指導用エプロン、三角巾、ナブキン等	
支給対象外		ズボン・シャツ等の衣服	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		着替え用衣服・下着・パジャマ	学校に予備として置いておく物は対象外
		行事(学芸会等)の衣装代	
		メガネ、コンタクトレンズ、補聴器	
		車いす、舗装具	
		日本スポーツ振興センター掛金	
		防災用品(防災食・防災バッグ等)	

4 新入学児童生徒学用品費等（小1・中1・高1支給対象、ただし4月入学時に在籍している者）

支給対象：『3 学用品・通学用品購入費』に記載されている品目

・原則として、新入学に伴い購入した物品のみを対象とし、購入時期は新入学期(4月頃)を目安とします。ただし、季節用品(通学用冬物ジャンパー、コート、防寒具など)については、購入可能な時期に購入した場合でも申請できます。

・「水泳用具」および「スキー用具」については、授業で使用する時期等の理由から「新入学に伴う学用品等」には該当しません。申請する際は、学用品・通学用品購入費として申請してください。

・生活保護世帯で、生活扶助の「入学準備金」を受給している場合は、支給対象外となります。